

## 環境規制に関する法基準等について

### 1. 現施設（くりりんセンター）の公害防止基準と法基準

項目	現施設の基準	現行の法基準	
排ガス	ばいじん ※1	0.02g/Nm <sup>3</sup> 以下	処理能力 4 t/h 以上 : 0.04g/Nm <sup>3</sup> ◎ 処理能力 2~4 t/h : 0.08g/Nm <sup>3</sup> 処理能力 2 t/h 未満 : 0.15g/Nm <sup>3</sup>
	塩化水素 ※1	430ppm 以下	430ppm
	硫黄酸化物	K 値=17.5 以下	K 値=17.5 ※3
	窒素酸化物 ※1	250ppm 以下	250ppm
	ダイオキシン類	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	処理能力 4 t/h 以上 : 0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ◎ 処理能力 2~4 t/h : 1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 処理能力 2 t/h 未満 : 5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
	一酸化炭素 ※2	50ppm 以下	30ppm ※4
	水銀 ※5	—	30 μg/Nm <sup>3</sup> (既存施設は 50 μg/Nm <sup>3</sup> )
焼却残渣	ダイオキシン類含有濃度 (焼却灰、集じん灰)	3ng-TEQ/g 以下	3ng-TEQ/g
	溶出基準 (集じん灰)	アルキル水銀化合物 : 不検出 水銀またはその化合物 : 0.005mg/L 以下 カドミウムまたはその化合物 : 0.3mg/L 以下 鉛またはその化合物 : 0.3mg/L 以下 六価クロムまたはその化合物 : 1.5mg/L 以下 ひ素またはその化合物 : 0.3mg/L 以下 セレンまたはその化合物 : 0.3mg/L 以下	アルキル水銀化合物 : 不検出 水銀またはその化合物 : 0.005mg/L カドミウムまたはその化合物 : 0.3mg/L 鉛またはその化合物 : 0.3mg/L 六価クロムまたはその化合物 : 1.5mg/L ひ素またはその化合物 : 0.3mg/L セレンまたはその化合物 : 0.3mg/L

※1 : 残存酸素濃度 12%換算値

※2 : 残存酸素濃度 12%換算値の 4 時間平均値

※3 : 地域によって異なる。(くりりんセンターの所在地である帯広市を含め、十勝管内はすべての区域の規制値は 17.5)

※4 : 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」における基準

※5 : 平成 30 年 4 月施行予定

◎ : くりりんセンターの処理能力は約 4.5 t/h (110 t ÷ 24h ≒ 4.58 t)

### 2. 道内他施設の公害防止基準（排ガス基準）

自治体名	施設規模 (t/日)	1 炉あたりの規模 (t/日・炉)	処理方式	竣工年	排ガス基準					
					ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	塩化水素 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (K 値 参考)	窒素酸化物 (ppm)	ダイオキシン類 (ng/m <sup>3</sup> N)
札幌市(白石)	900	300	ストーカ	H14	0.02	100	100	17.5	150	0.1
旭川市	280	140	ストーカ	H8	0.02	50	30	8.0	150	0.5 ※3
函館市(日乃出) ※1	240	120	ストーカ	S50	0.04	430	※2	11.5	250	0.1 ※3
釧路広域連合	240	120	ガス化/流動床	H18	0.01	50	50	10.0	50	0.1
苫小牧市(沼ノ端)	210	105	ストーカ	H11	0.02	430	100	6.42	250	0.1
西いぶり広域連合	210	105	ガス化/キルン	H15	0.01	50	50	4.5	100	0.05
北しりべし廃棄物処理広域連合	197	98.5	ストーカ	H19	0.02	50	50	8.0	100	0.1
江別市	140	70	ガス化/キルン	H14	0.01	61	※2	17.5	50	0.05
渡島廃棄物処理広域連合	126	63	ガス化/キルン	H15	0.01	50	20	17.5	100	0.01
登別市	123	61.5	流動床	H12	0.05	430	※2	17.5	250	1
北見市	165	55	流動床	H13	0.02	430	※2	17.5	250	0.1
岩見沢市	100	50	ストーカ	H27	0.02	100	100	17.5	150	0.1

※1 : 函館市(日乃出)は 1・2 号炉

※2 : K 値規制

※3 : 「ダイオキシン類対策特別措置法」における既存施設基準適用

### 3. 公害防止基準の設定例

自治体名	排ガス基準	設定理由など
東京都 八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばいじん : 0.01g/Nm<sup>3</sup>以下</li> <li>塩化水素 : 15ppm以下</li> <li>硫黄酸化物 : 10ppm以下</li> <li>窒素酸化物 : 50ppm以下</li> <li>ダイオキシン類 : 0.1ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境への影響をより低減し環境配慮に努めるとともに住民の安全・安心を確保するため</li> </ul>
神奈川県 横須賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばいじん : 0.005g/Nm<sup>3</sup>以下</li> <li>塩化水素 : 10ppm以下</li> <li>硫黄酸化物 : 8ppm以下</li> <li>窒素酸化物 : 20ppm以下</li> <li>ダイオキシン類 : 0.005ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去 10 年間に竣工したごみ焼却施設における排ガス基準値の中で最も厳しい値</li> </ul>
大阪府 豊中市	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばいじん : 0.01g/Nm<sup>3</sup>以下</li> <li>塩化水素 : 10ppm以下</li> <li>ダイオキシン類 : 0.05ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下</li> <li>硫黄酸化物 : 10ppm以下</li> <li>窒素酸化物 : 30ppm以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の比較的新しい焼却施設の自主規制状況を確認し、本施設に求められる自主規制レベルを確認</li> <li>本施設が低炭素社会・循環型社会形成に向けた先導的役割を担う上で、本施設の有する最大の機能が高効率ごみ発電にあることに着目し、本施設に求められる自主規制レベルを達成するための高度排ガス処理技術が発電効率に与える影響を確認</li> <li>経済性を含めた総合的な見地から最良の環境保全技術の導入により担保可能であることが必要との視点から、要求される自主規制レベルと高効率ごみ発電の両立を可能とする技術的施策を検討することで、売電量の最大化による維持管理コストの縮減を目指す</li> </ul>